

基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同分科会の
設置について

分科会等名：遺伝資源分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に 印を付ける。)	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会 農学委員会 基礎医学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>遺伝資源とは研究開発の材料として用いられる動物・植物・微生物の生物系統、集団、個体、組織、細胞、遺伝子(DNA)を含めた総称である。生物学にとどまらず、医学、農学、工学、薬学など基礎から応用まで広く生命科学の基盤をなすものである。平成29年8月20日に、生物多様性に関する国際的な取り決め「名古屋議定書」が我が国において効力を生じたことから、提供国等からの信頼を獲得し資源を円滑に取得して学術や産業に活かすために、大学や研究機関等における遺伝資源の取り扱いを適切に行うことが求められている。また、名古屋議定書にデジタルDNA配列情報を含めるべきとする意見が資源提供国から提案されており時宜を得た議論を進める必要がある。</p> <p>本分科会は、関係の事業活動や学協会と連携して遺伝資源の整備活用方策や遺伝資源の取り扱いについて審議・提言を行うことを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>1. 遺伝資源の整備活用方策の検討</p> <p>2. 名古屋議定書における遺伝資源の取り扱いの検討に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	事実上24期からの継続